

一同計
一御法度計
一同計
一同計

山脇主馬組

一御法度黒きぬきぬき中白上ふさ
一同黒あかみ金筋三筋上ふ朱のつち
一同あうまのりぬけ上ふ鳥毛
一同上二段朱
一同赤黒さんくまかみ本
一同上ふまてまはる
一御法度下ふ黄祿りのりぬけ
一同下ふ白まてまう
一同下ふ黒ふきぬき朱筋
一同下まて輪貫
一同下まてまうこ
一同上ふ黄の茶袋

福島五郎介
葛岡十右衛門
青木夫左衛門
榎並久太夫

山脇市太夫
同 三郎兵衛
同 藤右衛門
同 五郎八
上 嶋彦兵衛
森本喜右衛門
岡嶋五郎作
西村小兵衛
山脇忠次郎
同 助兵衛
門田喜太夫
山脇 助作

一同上ふ赤まき
一同上ふ金のまて
一同計
一同一そく付地白朱の餅五ツ
一御法度之上ふ白茶袋朱の餅貳ツ
一同上ふまてまう

八田豊後組

一御法度朱の餅貳ツ
一同計
一同上ふ赤と白と吹貫上さい
一同計
一同上ふ黒き日の丸
一同上ふ良のまる
一同上ふ黒きミの手
一御法度の上ふ角取紙
一同計
一同計

今西理兵衛
同 平三郎
上嶋市右衛門
久田太郎兵衛
大野十兵衛
古澤源兵衛

八田彌八郎
堀 彌次兵衛
中島宗左衛門
野間次右衛門
須山善右衛門
同 彦九郎
富田彌左衛門
堀内七郎兵衛
春田右衛門九郎
富田久兵衛

- 一同計
- 一同上より一段朱金角取紙壹ツ
- 一同金の尾花こしざし毛の
- 一同計
- 一同赤志かみ
- 一同黄志かみ
- 一同計
- 一御法度計
- 一同上よりくんえいうちり鳥毛
- 一同上よりあね切さた
- 一同上より朱のきりさた
- 一同上よりさたの毛との手
- 一同上黄の茶袋
- 一同上黄の切さた
- 一同計
- 一同計

神戸式部組

- 尾關新右衛門
- 田中八左衛門
- 三宮勘兵衛
- 同 惣十郎
- 河田助左衛門
- 上島市左衛門
- 八田太郎作
- 中守次左衛門
- 市橋織部
- 田中作太郎
- 同 作右衛門
- 尾島奎右衛門
- 中井九郎右衛門
- 坂崎茂兵衛
- 小田九郎三郎
- 片岡六兵衛

- 一御法度上より白四半内より黒もち
- 一同上より白小ミの手
- 一同上より赤小ミの手
- 一同上よりとり毛
- 一同上より赤四半
- 一同内上よりらんち
- 一同上よりニツ引
- 一同計
- 一御法度計
- 一同計
- 一同計
- 一同計
- 一同計
- 一同計
- 一同計
- 一同計

若原大學

一御法度金のえま

- 中村次郎兵衛
- 吉田孫太夫
- 千石太郎兵衛
- 佐野忠右衛門
- 川合權介
- 大口次右衛門
- 吉田源介
- 古橋七郎左衛門
- 大口孫次郎
- 大野加右衛門
- 行本吉介
- 小寺半四郎
- 古橋角藏
- 吉田長兵衛
- 神戸治太夫
- 山田市右衛門

- 一同黄志かみ五本をまゝん
- 一同白志かみ貳本
- 一御法度ふほりまのせんそくぬいつけ
- 一同下白のふきん朱のまち壹ツ
- 一同下白きりさだめの手
- 一同下ふ同よこ手
- 一同上白銀のして
- 一同をみとり紙三ツ
- 一同上白とり毛
- 一同下白角取紙壹ツ
- 土肥新介組
- 一御法度ほりまのきりさだ裏ふ金の折輪
- 一同計
- 一同ほりまの吹貫
- 一同ほりまのおふしかとせら
- 一同計

- 橋本三郎右衛門
- 山田八右衛門
- 奥村三太夫
- 岡平兵衛
- 田中治太夫
- 寺嶋勝太夫
- 田中左平二
- 伴五介
- 貝喜右衛門
- 三澤六郎兵衛
- 矢部善兵衛
- 林太郎右衛門
- 高木助左衛門
- 松山久兵衛
- 野村勘左衛門
- 與語彌八郎

田宮對馬組

- 一銀の馬くし本鳥毛
- 一御法度下よまてのたんこ
- 一同上よさい
- 一同上よ金の丸(九カ)よふ
- 一同本鳥毛三尺
- 一同本よすみとり紙
- 一同せしよ金のむらく
- 一同本よ赤手のうきん
- 一同計
- 一同本よまてるはる一ぬい
- 一同まてそこ貳本
- 一同本よまてたんこ三ツ
- 一同上よ四半朱の蛇目本鳥毛
- 梶浦大隅組
- 一御法度ほりまのそいぬい付
- 一同白一の赤一のぬい

- 田宮掃部
- 曾根加左衛門
- 大橋太郎左衛門
- 渡邊六左衛門
- 佐藤仁右衛門
- 田口與介
- 村井傳右衛門
- 佐藤兵左衛門
- 祖父江久七
- 石黒平八
- 田口五左衛門
- 矢木新兵衛
- 澤市兵衛
- 梶浦吉太夫
- 同平十郎

- 一同下より白一の黒一の吹貫朱の丸
- 一同下より白おひ印より黒いろりぬち
- 一同下より吹貫金のからたひこ
- 一同法度下より白角取紙五所より付みの手
- 一同白糸でぬいつけて
- 一同朱かみきりされ
- 一同下よりくき紙二所より付

薄田七兵衛組

- 一同法度之廻りより切され付
- 一同上より白吹貫貳ツ横竹より付
- 一同下より黒袖印白餅貳ツ
- 一同上より白紙にてまてこの手
- 一同上よりまてかみのぬけ
- 一同法度上より黒のうまん白大文字壹ツ
- 一同上より御るひ
- 一同計

- 村山又左衛門
- 垣見半左衛門
- 船戸覺左衛門
- 高桑忠右衛門
- 西浦儀左衛門
- 安井藤介
- 齋木七右衛門
- 西尾孫左衛門
- 岡又左衛門
- 波多野藤右衛門
- 山脇勘右衛門
- 同嘉兵衛
- 加藤治太夫
- 佐藤覺兵衛
- 薄田覺左衛門
- 古澤治左衛門

- 一同計
- 一同計
- 一同計

大村伊折組

- 一同法度下よりかしの葉壹ツ指物さる
- 一同上より白四半よりくろきいろりふち
- 一同法度上より黒四半より金の餅五ツ
- 一同下より金のうちより貳本
- 一同下よりくきぬき
- 一同計
- 一同下よりくろき袖印金の餅五ツ

布施形部

- 一同法度ゆさきのうまん
- 一同黄の貳本まこ
- 一同黄のふまんままんじ
- 一同黄のふまん

須賀石見組

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

- 片山九左衛門
- 川村久左衛門
- 伊藤善兵衛
- 大村多兵衛
- 村瀬金右衛門
- 村瀬權兵衛
- 梶浦孫兵衛
- 永田小兵衛
- 種橋太郎作
- 梶田清右衛門
- 大石左馬介
- 平野茂右衛門
- 山口九右衛門
- 岸本彦太夫

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

- 一 御法度銀の竿より白角取紙貳本
- 一同この袖印金の小きんし
- 一同白こるゝ三所
- 一同もとふ角取紙

波多野長兵衛組

- 一 御法度より朱紙のまてそこ貳本
- 一同半分上よりまて付
- 一同上よりまやくま
- 一同上より朱紙のさい
- 一同上より地留り淺黄の丸を締こ
- 一同上より鳥毛
- 一同上より白切されそこ貳本
- 一同上より天目さい
- 一同計
- 一同計

下濃將監組

- 一 御法度天目さい三ッ付貳本

- 生駒市兵衛
- 須賀市左衛門
- 同 長介
- 同 文藏

- 波多野次兵衛
- 同 次郎左衛門
- 同 久八郎
- 同 彌七郎
- 同 彦太郎
- 同 甚太郎
- 同 清兵衛
- 同 大藏
- 同 彦八郎
- 水野長七郎
- 下濃平太夫

- 一同白まかい貳本朱まち貳ッツ
- 一同上よりかみのまてのゝの手

薄田修理組

- 一 御法度計
- 一同
- 一同

番大膳組

- 一 御法度
- 一同
- 一同上より銀の切されよこ手
- 一同脇より白まて付申候
- 一同上より四半地こん白まち
- 一 御法度いむけより白袖印中ふ無の字
- 一同ノ兩脇より赤ま切され
- 一同銀の切され
- 一同下より銀の十文字
- 一同下より金のうきむけ

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

- 同 左平六
- 河崎九一郎
- 薄田長兵衛
- 同 加兵衛
- 同 彦三郎
- 田中源兵衛
- 字野彦右衛門
- 同 喜平次
- 長屋新左衛門
- 岩田加兵衛
- 先山無右衛門
- 今井彌左衛門
- 磯邊半右衛門
- 鈴置八丞
- 同 金六

- 一同 白袖印中ニ黒もち
- 一同 上ニ白き吹貫
- 一同 白き軍人上ニ赤やの目壹ツツ
- 一同 上ニ朱の餅三ツ
- 一同 御法度の上ニ赤と白と赤もち一筋二
- 一同 兩脇ニ朱の角取紙三ツツ
- 一同 上ニ白角取紙貳ツ
- 一同 上ニ壹段赤
- 一同 上ニ坊く
- 一同 計
- 一同
- 一同
- 一同
- 一同
- 一同
- 一同
- 一同

- 福岡徳右衛門
- 村田彌兵衛
- 加藤彦太夫
- 太田助左衛門
- 栗野惣左衛門
- 堤 藤兵衛
- 松浦茂兵衛
- 伊藤三郎右衛門
- 宮脇夫左衛門
- 村田與左衛門
- 梶田九郎兵衛
- 森川茂左衛門
- 河合權三郎
- 加藤七郎右衛門
- 今枝與三右衛門
- 沖 吉兵衛
- 森川 少介

- 一同
- 一同
- 一同 下ニ鳥毛
- 一同 上下ニとり毛
- 一同 兩脇ニ白角取六尺竹
- 一同 御法度下ニ鳥毛
- 一同 下ニ白きさい
- 一同 計
- 一同 赤きのふきん
- 一同 上ニ赤き花ら
- 一同 上ニ貳尺脇ニ赤一のぬい付
- 一同 下ニ黄のきりさねよこ手
- 一同 上ニ白てんもくさい
- 一同 下ニ朱のもち一
- 一同 上ニ金の四半
- 一同 御法度計
- 一同 上ニ鳥毛のこの手

- 森本七兵衛
- 上田彦介
- 室田孫之丞
- 杉立久左衛門
- 兒玉清左衛門
- 大西五郎右衛門
- 中西次郎右衛門
- 大西助右衛門
- 坂井權介
- 山本左兵衛
- 丹羽安右衛門
- 平野太郎左衛門
- 岡田彌五作
- 森寺八太夫
- 杉原九郎介
- 高木彦太郎
- 郡 加右衛門

池田越前組

- 一 鳥毛のぬんこ金の切さだか口金ほ皮羽織袖と同
- 一 白袋後の黒筋二筋前の一筋出し金の丸うち
- 一 御法度下の黄裨り切さだかの手
- 一 同上下の白きのうきんこ朱のもち二
- 一 同上の赤白の段々銀筋二筋
- 一 同計
- 一 同中の朱かみ三所
- 一 同下の白ふてのくつのかのこ
- 一 同上下の白ふてのくつのかのこ
- 一 同上下の白天目さい
- 一 赤吹貫中の黒筋一をし

宮城 筑後

村井 左近

渡瀬 平右衛門

松本 少左衛門

同 次郎兵衛

佐分利 彌左衛門

同 長介

國府 市兵衛

服部 治兵衛

石田 鶴右衛門

同 角太夫

丸山 長三郎

正木 勝左衛門

森寺 彌右衛門

石田 九兵衛

安部 忠左衛門

惠藤 作太夫

山本 加兵衛

佐橋 又右衛門

菅 久右衛門

同 三治

同 平内

安宅 九郎左衛門

菅 庄兵衛

同 九左衛門

安宅 新八

野口 又兵衛

- 一 赤裨のさひき三本
- 一 白ふはる五ふの上二節赤し
- 一 白ふの手
- 一 白ふぬけ
- 一 こんの尾花ふ白もち一
- 菅若狭組
- 一 御法度の下の黒きいための輪ぬけ
- 一 同下の赤きかこ
- 一 同添さし黄しのかの貳つ
- 一 同計
- 一 同
- 一 同
- 一 同
- 一 同
- 一 同
- 一 同

菅 久右衛門

同 三治

同 平内

安宅 九郎左衛門

菅 庄兵衛

同 九左衛門

安宅 新八

野口 又兵衛

砂川 七左衛門

野田 平太夫

一同ノ下白

若狹自分

一 黒鳥毛のかこ下_二金の切さき但梅鉢

一 御法度_二朱の丸吹き

一同吹き(天カ)大もく

一同たんくの内_二朱の餅二

一同計

一同計

一同計

一同

一同

一同下_二角取紙の_二ぬけ

一同下赤

一同上赤

一同下_二角取紙

一同下_二赤_二の手

一同たんくの内_二朱地扇貳ツ

加集勘右衛門

營 若 狹

同 三郎介

田中傳兵衛

奥村 權 七

松浦長左衛門

營 善右衛門

高田五郎兵衛

矢野九右衛門

營 仁左衛門

一 瀬角兵衛

營 爲兵衛

同 次右衛門

藤井善左衛門

石黒三太夫

黒崎七太夫

一同上_二まで

一同上_二朽葉の吹き

一同計

一同

一同上_二朱の切さ

一同上_二さい

一同上_二金の切さ

一同上_二赤吹き

一同計

一 おりかけ丸の中_二朱の梅えち

一 神崎川越 才十一月七日 一天満へ御詰之事 才十二月朔日

一 大坂落城 卯五月七日

頭分自家老 四拾四人 奉行 貳人

衆 拾人 使番 拾人

白袈 拾人 近習 五拾四人

平士七十 五百四拾人

都合六百七拾人

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

川端善太夫

林 長 介

松岡太左衛門

北嶋太郎左衛門

松本奎太夫

池田加兵衛

沼田段右衛門

出井孫右衛門

鳥井茂太夫

第十二編之十六

慶長十九年

○十二月十六日、家康、砲術ニ精シキ者ヲ擇ビ、城内ヲ砲撃セシムル條、九條末、

〔遊就館備品大砲銘〕

慶長拾六年

攝刃住芝辻理右衛門助延作(花押)

三月吉日

第十二編之十七

慶長十九年

○是歲、家康、宗義、智ニ命ジ、來聘ヲ促サシムル條、前ニ、左ノ一條ヲ加フ、
三四頁

播磨姫路城主池田玄隆利隆證人ヲ江戸ニ出ス、

〔吉備温故〕四六十 慶長十九年、置人質於關東、

池田の御家より、人質を關東よまいらせらるゝと、其年號事跡は、
あはれ、今としより前之事、最辨せされ、一事も書あるさび、只ことよ
り寛文五年、天下陪臣之證人ををせらるゝ、
至るまで、のあらはし、
を書記
せ、今年大坂の軍起りしか、
興國公姫路に歸らせ給ふ、
御家老池田出羽
伊木長門兩人、
江戸よと、
せられぬ、
是陪臣證人の初りとそ覺る、
略、
下

陪臣證人

○年末雜載神社ノ條、二九六頁、
條末、

〔日吉神社文書〕〇七 近江

慶長拾九寅ノ年十二月廿一日

補遺 第十二編之十七 慶長十九年是歲雜載

近江日吉
神社御供
米等算用

補遺 第十二編之十七 慶長十九年雜載

神主孫三郎

一一四

壹斗三升 但あつめて 元日御供米
 壹斗 御出藏之もち
 壹斗三升 四日御供米
 三升 三かん定
 壹升 法と前きう
 壹升 參米
 貳升 い絲
 貳升 まとのこも
 壹升 のこ
 壹斗 かまらけ御さい色々
 貳升 三りのすきくじ
 貳升 そうめん
 以上六斗
 同五升 おいけち

隱岐國分
寺再建

〔隱岐國分寺棟札〕

○年末雜載佛寺ノ條、三四二頁、
條末、

寺
外
外

一切日皆善一切宿皆賢諸佛海威德
大工重正池田次郎兵衛同船田邊右衛門同河本甚四郎船田中八郎右門
 小工 西分内船田甚二郎原田村内甚兵衛三郎五郎左衛門勘左衛門頭七
 三郎兵衛九郎左衛門新左衛門有木村内五郎右衛門同二郎左衛門甚左衛門
 奉再々建立四天王寺一字等大檀那御代官橘朝臣重次村田勘六左衛門尉國家祈所也
 羅漢皆行滿以斯常實言願我城吉祥
下代吉次本棟小右衛門訂大小武千三百等造二世安樂
 于時慶長拾九年三月又羅漢木願國分寺住持法印來贈

先承建立源朝臣清政御時之由棟札有之
 原田村之
 神主慶貳高井勘解左衛門次郎兵衛
 天王也鬼神王也前其時年號明應八季四月三日由也上菅板内拾貳間公文若林彌市郎彌吉三郎次郎
 大工秀家之由也
 同拾八間者原田村惣地下中都合三拾間

〔田中常吉氏文書〕

○年末雜載年貢課役ノ條、三九三頁、東大寺雜事記ノ前、
 江○近
 補遺 第十二編之十七 慶長十九年雜載

一一五

年貢未進
子ノ爲メ妻
進上

補遺 第十二編之十七 慶長十九年雜載

一一六

田中村與一御未進過分ニ御座候故、さいとも進上申候、田地役儀等之儀ハ、地下中と仕調可申候、公儀ニ付る出入御座候者、我等罷出御理可申候、聊御うら見申間敷候若そり候ハ、未進米之儀ハ不及申、人かじり可進候、爲其後日狀如件、

慶長拾九ノ年十二月廿五日

田中村

- 留衛門
- 段衛門
- 常衛門
- 久衛門
- 甚五左衛門
- 田左衛門
- 加衛門
- 左衛門
- 九衛門
- 傳兵

日向半兵衛様之内

池田八右衛門尉様

善衛門
吉左衛門

借米辨濟
ノ間召置
家内道具
値路算用

御年貢未進分ニ付、御代官横山五左衛門尉殿様へ、御年貢相濟間被置召候、乍去地下義借米之儀ハ、無相違急度算用可仕候、其上家屋内道具以下ニよらず、糸をふミ被成算用候て可被下候、残る所ハ來八月中ニ、有様の利辨をくじへ、納所可申候、若無沙汰仕候者、如何様ニ成共被召置、其時一言之子細申間敷候、次ニ田地之儀ハ、あらず候ハ、地下中として、御あて候て可被下候、免相ニ不當候ハ、算用可申候、仍爲後日之狀如件、

慶長拾九ノ年十二月廿五日

〔北島文書〕

六
端裏書
鷲うとウ海陸用寫之

○年未雜載法制ノ條、四〇八頁、

半紙本書寫

補遺 第十二編之十七 慶長十九年雜載

一一七

以上

鷺宇道兩
村境界

鷺宇道山海境之事御入國以來有來之通ニ無相違被仰付候、可得其意候、自然相論於仕者、何方火石可被仰付候旨候也、

慶十九甲子

極月七日

鷺

宇道

地下中

村尾七郎衛門

手判

雀部一兵衛

同斷

田地賣渡
狀

○年末雜載賣買等ノ條、四一頁、高野山文書ノ次、

〔徵古雜抄〕

五阿波 勝浦郡前原村原文藏所藏

御年貢大分御未進御座候ニ付、田地所々ひる田壹反壹畝貳分之所、此高壹石壹斗四升ノ所、永代ニ賣渡申所實正ニ御座候、代米壹石もミ五斗ニ永代ニ賣渡し申所實正ニ御座候、とくせい又はいあやうノ御法度行候とも、右

之田地ニ付、少もいらん申間敷候、あといハ其方ニ可被成候、仍る書物如件、

慶長十九年三月十六日

前原村賣主

次郎 大夫 ○

組長

安右衛門(花押)

三郎左衛門 ○

太郎右衛門(花押)

六郎左衛門 ○

行助兵 へ ○

正所太郎大夫(花押)

前原村

彦五郎殿

元和元年

○正月十日、親王公家衆門跡以下、參内シテ、歳首ヲ賀シ奉ル條、六四三頁、孝亮宿禰

ノ日次記

〔華頂要略〕

十四門主傳二十五

圓智院二品法親王諱尊純

補遺 第十二編之十七 元和元年正月

補遺 第十二編之十七 元和元年正月

慶長廿年乙卯正月九日、就明日參内、供奉人粟田口之者晴役五人被召連云々、

正月十日、參内御加持如例、

○正月十一日、家康、近江國友村ノ鍛工ニ命ジ、鐵炮ヲ造ラシムル條、六頁、七頁、

〔參考〕

〔國友文書〕

○六 近江

請取 上様御大筒之覺

一五拾匁玉 合七挺

一三拾匁玉 合六挺

一貳拾匁玉 合六挺

都合拾九挺也、

右請取即嶋澤九兵衛へ渡し、即九兵衛手かゝ請取置候者也、仍如件、

慶長拾五戌年七月十日

(稻富) 一夢(花押)

家康ノ大筒一夢
請取狀

嶋澤九兵衛

國友壽齋

同 兵四郎殿

○正月二十七日、親王公家衆門跡以下、二條城ニ抵リ、秀忠ニ候スル條、六七頁、

中七頁、院通村日記ノ前、

〔華頂要略〕

門十四、主傳二十五

圓智院二品法親王諱尊純

慶長廿年乙卯正月廿四日、將軍上洛、廿六日、參内云々、廿七日、諸禮罷出、遂一禮了、晚天爲將軍使高力左近岩槻主來、銀三百兩小袖五給之、

○二月十日、家康、井伊直繼直勝ヲ上野安中城ニ移シ、弟直孝ヲシテ後ヲ承

ケシムル條、八二三頁、

〔江州四郡檢地帳〕

(表紙)

江州 神崎愛知坂田 四郡 寅歳御檢地高辻帳

井伊兵部少輔領分

補遺 第十二編之十七 元和元年二月

補遺 第十二編之十七 元和元年二月

神崎郡之内

一四百八拾六石六斗四升	甲原村
一六百三拾八石九斗八升	西川村
一五百三拾石五升	福堂村
内五拾壹石八斗六升	小物成
一八百九拾壹石二斗八升	田付村
内七石五斗	小物成
一三百九拾石七升	河南村
一四百貳拾三石八斗七升	神崎村
一八百拾石八斗八升	下之村
一千貳百拾石四斗五升	三ツヤ村
内拾貳石八斗	小物成
一八百六拾壹石七斗一升	普光寺村
内三拾三石	小物成
一五百九石九斗三升	宮之西村

内三石七斗	小物成	阿彌陀堂
一四百九石八斗六升		新海村
一三百三拾四石五斗五升	小物成	新村
内拾六石貳斗		今村
一六百三拾壹石四斗五升		石塚村
一九百九拾七石三斗三升		下日吉村
一貳百七拾石九斗二升	小物成	井野部村
内壹斗五升		尾屋寺村
一六百九拾三石五斗三升	小物成	
内貳石六斗		
一四百九拾壹石貳斗七升	小物成	
内三石貳斗		
一貳百四拾四石七升	小物成	
内壹石六斗		
一貳百九拾七石六斗八升	小物成	平坂村

補遺 第十二編之十七 元和元年二月

内三斗

小物成

一三百拾七石九斗六升

位田村

一三百五拾八石四斗一升

小幡村

一六百八拾石六斗二升

市田村

一貳百八拾九石七斗三升

かまろり村

内六斗

小物成

一五百四拾壹石四斗七升

山本村

内壹石六斗

小物成

一千四百拾石九升

小川村

一九百六拾八石五升

躰光寺村

内三拾石者

小物成

一七百三拾石八斗二升

垣見村

一三百四石六斗九升

三ッ俣村

一五百四拾五石壹斗六升

七里村

一五百六拾六石六斗一升

北村

内貳斗

小物成

一貳千貳百拾貳石九斗七升

本庄村

一貳百八拾壹石壹斗六升

乙女濱村

内貳拾三石一斗二升

小物成

一五百三拾石

稻葉村

内三石八斗二升

小物成

一四百五拾四石六斗四升

奥村

一四百九石八斗五升

愛知河村

内三石四斗

小物成

一千百四拾七石八斗三升

山路村

一百七石六斗

出地村

一五百六拾壹石八斗七升八合

服部村

内貳石四斗二升八合

小物成

一六百三拾四石八斗五升

上中村

高辻

補遺 第十二編之十七 元和元年二月

合貳万四千七百七拾八石九斗八合

三拾九村

此内百九拾八石七升八合
以上

小物成

愛知郡之内

- 一 四百拾七石七斗五升八合
- 一 四百六拾三石六升六合
- 一 六百石三升六合
- 一 六百五拾貳石七斗五升四合
- 一 四百八拾貳石五斗一升九合
- 一 一千三百七拾石六斗六合
- 一 一千四百拾四石七斗一升六合
- 一 八百三石九斗貳升七合
- 一 四百壹石三斗五升八合
- 一 一千六百九拾石四斗七升五合
- 一 一百七拾八石九斗六升九合

- 北清水村
- 平井村
- 平松村
- 島ヶ田村
- 矢森村
- 小田菊村
- 市村
- 豐滿村
- 中村
- 東圓堂村
- 中富村

内貳斗ハ

小物成

北南共ニ

- 一 千貳百三石七斗六升九合
- 一 三百八拾壹石貳斗五升
- 一 八百四拾石壹斗壹升
- 一 三百拾六石八斗三升三合
- 一 八百貳拾七石六斗八升六合
- 内 三石貳斗六升壹合
- 一 三百貳拾三石貳斗七升五合
- 一 四百八拾五石壹斗貳升四合
- 一 貳百四拾壹石八斗三升五合
- 一 百貳拾八石九斗一升五合
- 内 五石四升
- 一 六百五拾九石三斗四升七合
- 一 五百五拾貳石五斗一升八合
- 一 八百七拾貳石三斗三升四合

- 菩提寺村
- かり海村
- 南清水村
- 小池村
- 鯨江村
- 小物成
- 西菩提寺村
- 上岸本村
- 長村
- 僧坊村
- 小物成
- 湯屋村
- 下岸本村
- 栗田村

補遺 第十二編之十七 元和元年二月

- 一百貳拾石七斗五升貳合
- 一七〇貳拾石七斗七升貳合
- 一六〇壹石壹斗九升四合
- 一貳百三拾九石九斗貳升七合
- 一五〇七拾壹石八斗三升
- 一九〇五拾石七斗八升七合
- 一五〇貳拾壹石貳斗七升壹合
- 一四〇壹石八斗五升
- 一五〇八拾貳石八斗九升一合
- 一六〇四拾貳石五斗三升九合

内貳石

小物成

- 宮ノ後村
- 金田村
- 小八木村
- 今在家村
- 西出村
- 上平渡村
- 下平渡村
- 土橋村
- 彦富村
- 平柳村
- 中里村
- 大門村
- 岩倉村
- 南あひこ村

- 一千四百五石五升貳合
- 一六〇拾七石三斗七升三合
- 内九拾四石一斗五升
- 一九拾七石八斗一升貳合
- 一四〇廿四石九斗七升四合
- 一三〇八拾六石七斗一升
- 一六〇四拾三石壹斗
- 一五〇五拾貳石七斗九升
- 一五〇五拾四石九斗三斗五升七合
- 一九〇四拾貳石壹斗四升貳合
- 内四石
- 一貳百五拾六石四斗
- 内貳拾壹石四斗
- 一六〇三拾八石五斗貳升七合
- 一五〇八拾七石四斗壹升九合

小物成

- 吉田村
- さつ川
- 出地村
- 中一色村
- 下一色村
- 三ッ村
- 圓城寺村
- 目加田村
- 肥田村
- 小物成
- 石寺村
- 小物成
- 香之庄村
- 海瀨村

一八百三拾五石四斗一升五合

勝堂村

一六百七拾四石三斗五升

北八木村

一七百三拾三石八斗貳升

東出村

内貳拾石八斗

小物成

一七百七拾九石三斗七升四合

本將村

一五百拾石九斗六升八合

野良田村

(附考)
貳ヶ村ニ面合澤村下枝村

一八百三石三斗三升

上岡部村

一三百九拾六石

枝村

一四百拾七石貳斗

中下村

一十三百四拾九石九斗八合

嶋川村

一千貳百拾貳石六升

河原村

一七百三拾九石七斗七升

澤村

一貳百七拾貳石

磯部村

一七百拾壹石貳斗貳合

林村

内四石

小物成

一七百貳拾四石壹斗七升壹合

野部村

一七百九拾八石六斗

高野瀬村

一三百四拾八石壹斗四升

河田村

一五百六拾壹石貳斗九升四合

西川村

一三百七拾八石八斗三升

沖村

内壹石

小物成

一三百七拾九石九斗四升

竹原谷村

一千貳百八拾八石九斗一升四合

長野中村

一千五百拾壹石四斗一升

北加野村

内三石六斗

小物成

一五拾七石四斗貳升八合

上加野内村

(附考)
此内拾貳石五斗七升

上蛟野村分

四拾四石八斗五升八合

妹村分

一五百三石五升四合

沓懸村

一 貳百七拾三石七斗八升

城安寺村

一 六百四拾七石五斗七升三合

山崎南町

一 五百八拾六石六升五合

下岡部村

一 三百三拾五石六斗四升

よきと泥村

内六斗

小物成

合五万五百九拾九石八斗貳升壹合

右七拾六寸
之高辻村

此内百六拾石五升壹合

小物成

以上

犬上郡

一 九百六石七斗四升

小泉村

内貳斗ハ

小物成

一 貳百六拾四石五斗一升

戸賀村

一 貳百八拾壹石五斗一升

竹ヶえぶ村

一 五百貳拾三石五斗四升

堀村

一 貳百四拾貳石五升

辻堂村

一 百七拾七石八升

森堂村

一 千三百石四斗九升

馬場村

一 千三百八拾石四斗七升

西今村

一 千五拾貳石九斗八升

今村

一 百九拾五石七斗五升

岡村

内四斗五升五合

小物成

一 五百四拾貳石四斗九升

野瀬村

一 九拾石四斗三升

山脇村

内三斗貳升

小物成

一 百八拾九石五斗四升八合

須越村

内拾四石六斗九升八合

小物成

一 三百五拾七石五升

明樂寺村

内七石六斗三升

小物成

一 三百七拾壹石五斗八升

三ッ屋村

内三拾四石六升

小物成

一三百七石四升

嶋村

内拾貳石七斗貳升

小物成

一百五拾四石四斗四升四合

寺村

内九石四斗九升四合

小物成

一貳百貳拾八石八斗五升

小物成

内五石八斗

小物成

一五百拾八石五斗一升貳合

泉村

内貳拾四石五斗八升貳合

小物成

一貳百八拾石五斗九升

安田村

内壹石八斗

小物成

一貳百四拾五石貳斗七升

五僧田村

内五石四斗四升

小物成

一九百七拾壹石壹斗五升

清水村

一貳百六拾五石九斗五升

中澤村

内壹石貳斗二升

小物成

一七百四拾貳石壹斗

宇尾村

一三百七拾九石壹斗八升

連臺寺村

一三百貳拾三石七斗貳升

金剛寺村

一四百拾貳石九斗貳升

極樂寺村

一千六百三拾七石壹斗四升

平田村

一貳百貳拾三石貳升

野口村

一千六百九拾壹石八斗二升

甘露村

内四石

小物成

一八百貳石五斗九升

大橋村

一貳千九百貳拾五石六斗貳升

高宮村

内貳石

小物成

一三百貳石四斗七升

甲木村

一九百七拾壹石九斗九升

浅、ら町

一九拾三石七斗七升

方士村

一九百五拾三石四斗三升

四十九村

一千百三拾石九斗三升
 一千九百拾石六斗五升
 一貳千五百八拾六石九斗六升
 一六百六拾六石貳斗九升
 一三百九拾八石三斗六升
 一七百九拾三石七斗七升
 一七百五拾貳石九斗一升
 一八百石三斗八升
 一百四拾六石六斗貳升
 內六石
 一九百九拾七石三升
 內六石
 一百三石三斗四升
 一七百五拾五石五升
 一九百九拾八石五升

八町村
 下ノ江村
 あまこ村
 在寺村
 雨ふりの村
 横關村
 北落村
 金屋村
 猶崎村
 小物成
 池寺村
 小物成
 正樂寺村
 後三條村
 東沼浪村

内四斗九升

一六百七拾石五升
 一五百貳拾七石六斗
 一貳千三拾六石七斗
 一千貳百拾四石三升
 一貳百四拾六石四斗四升
 一四百八拾三石六斗一升
 一貳百九拾四石四斗八升
 一千貳百拾六石壹斗七升
 一五百三拾六石壹斗六升
 一六百五拾九石四斗四升
 一三百六拾三石三斗四升五合
 内四斗四升五合
 一六百貳拾三石四斗四升

但彦根城同屋敷ニ成

小物成

小河原村
 法養寺村
 南畑村
 南河瀬村
 松寺村
 普賢寺村
 大あまこ村
 敏満寺村
 長寺村
 大堀村
 西沼浪村
 小物成
 佐和町

一五百六拾石八升

但城やゞき二成

一五百七拾七石六斗五升

一四百九拾貳石壹斗八升

一三百九拾石九斗九升

一一百六拾四石九斗二升

内四石三升

一一百貳拾貳石七斗

内四石

一七百拾石五升

内貳石四斗五升

一八百四拾貳石三升

内貳石四斗五升

一一百四石壹斗三升

一六百六石九斗一升

彦根村

正法寺村

野田山村

中河原村

小林村

小物成

そり村

小物成

久徳村

小物成

土田村

小物成

佐戸根村

安清村

一三百六拾九石八斗五升

内貳拾四石貳斗

一七百四拾壹石七升

内四拾石

一八百六拾石貳斗貳升

内六斗

一一百八拾八石九斗壹升

内三斗貳升

一一千百六拾五石四斗三升

内三拾五石

一一百八拾貳石貳斗七升

一一百六拾七石八斗四升

内四石三升

一四百九石九斗七升

内三石八斗六升

松原村

小物成

大藪村

小物成

中藪村

小物成

地藏村

小物成

八坂村

小物成

月木村

一圓村

小物成

四手村

小物成

一千百拾八石六斗貳升四合

内壹石

一六百三拾四石八斗五升

一貳百四拾四石三斗三升

一六百貳拾七石三斗六升

一九百五拾九石四斗貳升

一貳百六拾八石九斗

一五百九拾四石貳斗六升

一六拾五石四斗九升

(附箋) 一貳百六拾石六斗七合

一四百九拾七石九斗九升

(附箋) 一三百拾九石七斗

一三百貳拾貳石九斗六升

(附箋) 一五百四拾九石四斗

一六百九石五斗貳升

安食村

小物成

中村

大山崎村

大堂村

南村

明福寺村

小山崎村

八目村

栗栖村

石畠村

八重練村

北町

多賀村之内

小逢村

(附箋) 一貳百四拾五石壹斗三升
一九百四拾六石壹斗三合

高辻

合六万百四拾壹石三斗九升八合

此内貳百六拾九石壹斗五升四合

右之外

大岡村
北畑十六ヶ村
九拾五ヶ村
小物成

多賀村内明神

御社領分

池寺村内西明寺

寺領分

清水村内

荒神領分

一三拾貳石五斗

以上

坂田郡之内

一三百貳石三斗七升

補遺 第十二編之十七 元和元年二月

虫山村

一百拾五石三斗九升七合

鳥本村

一三百拾貳石貳斗二升

原村

一三百八拾壹石六斗二升壹合

甲田村

一貳百七石五斗三升五合

百々村

一九百貳石壹斗六升三合

岩脇村

内七石者

小物成

一九百貳拾四石三斗八升八合

西圓寺村

内壹石六斗

小物成

一五百五拾八石八斗二升貳合

磯村

内拾六石四斗四升

小物成

一貳百三拾七石三斗一升八合

上矢倉村

一九拾八石五斗三升

下矢倉村

一五百拾壹石九斗六升八合

中多良村

内四斗者

小物成

一五百六拾五石壹斗三升九合

下多良村

内四斗者

小物成

一百三拾五石八斗一升九合

く礼村

一九拾貳石貳斗六升

樽ヶ畑村

一百三拾四石八斗

樽水村

一百九拾六石貳升三合

莊嚴寺村

一百八拾六石八斗七升八合

善谷村

一三百七拾八石七斗一升

寺倉村

一六拾石壹斗三升五合

松尾寺村

一百八拾貳石

西坂村

一百五拾七石五斗八升九合

米原村

内貳石者

小物成

一三百貳拾貳石壹斗二升五合

中山村

一貳百八拾六石四斗貳升八合

蓮花寺

一五百五拾九石九斗五升六合

番場村

内貳石者

小物成

一六拾五石壹斗六升三合 武桑村
 一三拾貳石七斗五升六合 尾折村
 一貳百六拾三石五升五合 門根村
 一百拾九石八斗貳升 西山村
 一三百貳拾七石六斗六升五合 樋口村
 一三百八拾四石九斗六升 牛打村
 內六斗者 小物成
 一百六拾貳石三升九合 上丹生村
 內壹石九斗 小物成
 一百四拾九石八斗九升 下丹生村
 內貳石四斗 小物成
 一五百六石四斗七升七合 枝折村
 一百七拾五石九斗二升壹合 佛生寺村
 一貳百拾八石六斗五升四合 篠尾村
 一三百八拾六石四斗六升八合 馬場村

一九百六拾貳石六斗一升九合 朝妻村
 內貳拾四石六斗 小物成
 一六百四拾貳石八斗一升三合 上多良村
 內貳石六斗四升 小物成
 一四百五拾八石七升貳合 梅ヶ原村
 內四石 小物成
 一五百拾石四斗九升 小野村
 一千百拾貳石壹斗七升八合 西法寺村
 高辻
 合壹万四千貳百八拾九石貳斗三升四合 四拾壹村
 此內六拾五石九斗八升 小物成
 以上
 右四郡之帳目錄
 一貳万四千百七拾八石八斗三升一合 神崎郡内
 此內百九拾八石七升八合 小物成

一五万六千六百壹石八斗貳升壹合

愛知郡内

此内百六拾石五升壹合

小物成

一六万四千四百拾壹石三斗九升八合

犬上郡

此内貳百六拾九石壹斗五升四合小物成

一壹万四千貳百八拾九石貳斗三升四合

坂田郡之内

此内六拾五石九斗八升

小物成

刁之歳御檢地高

右合拾四万九千貳百拾壹石貳斗八升四合

此内六百九拾三石貳斗六升三合

小物成

此外七百八拾八石七斗一升六合

刁之繩引ヶ

右之外

一三百五拾貳石七斗三升五合

犬上多賀村
多賀大明神社領

一三拾貳石五斗

犬上郡内清水村
荒神領

一三拾石

犬上郡内池寺村
西明寺領

以上

慶長拾七年

井伊兵部少輔内

大久保新右衛門尉

子ノ

□□(花押)

十一月廿三日

柏原與兵衛

□□(花押)

大鳥居玄番

□□(花押)

第十二編之十八

元和元年

○四月一日、家康、小笠原秀政ニ命ジテ、伏見城守衛ニ加ハラシムル條、頁末、

○佐野信吉從軍ヲ希望スルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔德富猪一郎氏所藏文書〕

猶々、小兵部殿、信濃殿御陣へ被罷越候へハ、我等儀、爰元ニ無十方罷有候儀、迷惑仕候、如何様之躰ニても、御陣之内被召寄候様ニ、佐州様、上野殿、御相談奉願候、以上、

態以飛脚申通候、先度使者進之候以來者、以書狀も不申通候、然者其表へ兩御所様御上着、御機嫌よく御座候哉、承度存候、今度御陣中御次之刻、佐州様、上州様御うけを以、其表へも被召寄候様ニ、偏ニ貴様奉頼候、先書ニも度々申入候儀、定る被聞召候、んち存候、其段之儀も、佐渡様、上野様へ被仰入候、御指圖にまうせ申度候、何き之道ニも、御情被爲入候て可被下候、此時之儀ニ候間、奉頼候、猶追る可得御意候間、早々申殘候、恐惶謹言、

佐野信吉
從軍ノ執
成ヲ本多
忠純ニ依
賴ス

卯月廿六日

佐野修理

信吉(花押)

本大隅様(本多信吉)八々御中

○信吉ノ改易ニ處セラレ、信濃松本ニ禁錮セラル、コト、慶長十九年七月二十七日ニ、ツノ罪ヲ赦サル、コト、元和八年二月十九日ニ其條アリ、

〔竹内文書〕

○四月二日、片桐且元、駿府ニ家康ニ謁スル條、一八頁、田中文書ノ次、

尙々、其方煩候儀申上候處ニ、能々養生可仕旨被仰出候間、無油斷養生専用候、以上、

一書申遣候、

一去廿九日、駿府致下着候へ共、下々も揃不申、日限も悪候て、昨二日ニ御禮申上候處ニ、不大形御機嫌能御座候て、近年我等心中之通被仰出、諸人感涙を催申候、我等事ハ不及申候、

且元駿府
ニ著ス
家康且元
ノ心中ヲ
察ス

且元江戸
忠ニ下リ秀
テ後上洛
セントス
貞隆病ム

且元家康
ト同所ニ
住セント
ス

中間草履
取ハ麻木
綿ニ限ル

士分ノモ
ハノモ絹布
ハ法度

加賀ヲ經
テ兵糧ヲ廻
送セシム

義宣江戸
備出發ノ準

義宣留守
ヲ梅津政
景ニ命ズ

補遺 第十二編之十八 元和元年四月

一五〇

一 明四日ニ、那古屋被成御上洛候、其内江戸へ罷越、公方様御前澄シ候て、躰よふ、我等も可罷上と存候間、其方煩候儀、ゆるくと養生尤候、太略ハ罷上儀も可在之候間、追々左右可申歟、

一 居住之儀ハ、何方成共、市正次第と被仰出候へ共、其方我等子どもハ、江戸へ進上申、市正ハ駿府ニても何方ニても、御所様被成御座候所ニ相詰可申通、御うけ申候、尙様子相究次第、從是可申入候、恐々謹言、

卯月三日

市正

且元(花押)

片主膳殿 御宿所

〇 四月九日、佐竹義宣、秋田ヲ發スル條、一二五頁、羽生文書ノ前、

〔平野文書〕

後〇羽

(増表書) 一五ノ五日申刻御鷹師持參

尙々、中間はうり取りハ、あさもめん計着候様ニと、爰元惣別御簀本ハ何之所迄御法度ニ御觸ニ候、あまり此中はうり取り取あといだんの躰ニ

あゝ引込ニあるよき事ニて候、於其元ニハ、侍をさへ絹布ハ法度ニ候へ共、差せんふるのほむきの類を着候事可有之候間、無用之由ふれを可仕候、惣別小者中間ニあさもめんの外、きせ不申様ニと被仰付候、以上、

鷹匠返し候間申遣候、此度のち走あゝにて、窪田よりの不り候者之内へ、鷹匠あと壹人もの不せまゝ候、

一 越前敦賀へ兵糧遣し候事、敦賀迄はわハ候事ハ、先々無用ニて候、加賀之内まで遣候おけし置、越前之儀相濟候を聞候お、敦賀へ來り候様ニ可申付候、加賀之内までハ、早々可遣候、先立も如申遣、跡ふゝの不り候者とも、五月中旬ニ、何とそ江戸迄相着候様ニ可申觸候、上様御立之儀ハ、可爲廿日過之由ニ候得共、手前あとハ何時も五六日不とも、御先へ被遣候間、何時可打立も不知事ニ候、大略よひ候人数ハ不入事ニ可成候得共、いづきの衆も、其用意迄ニて候間申遣候、縦京都へ則返し候共、先々昨日申遣候通、急度可差上候、又先日もの不り候時分、次兵衛殿よりの内儀ニ候間、其元留守之番以下、残り者共ニあるうゝ可申付候、門番門番ニ足輕ニ

補遺 第十二編之十八 元和元年四月

一五一

ふせうの給人を頭ニ兩人宛差添候ゑさし置、彌五郎ゐいへ屋敷の左右之門庄九郎り前之門、長次郎り屋敷之前之門、岡大隅りいへ所へ出候小口、石塚源一郎古屋敷へ出候小口ニ、皆番之者さし置候ゑ、人を綱^で旅人ニても他所之者、惣別其内へ入ましく候、うはろの者も給人の出入計仕、百姓以下をへ入申ましく候、謹言、

卯月廿二日

義宣(花押)

梅津半右衛門殿

〇四月十日、秀忠、江戸ヲ發スル條、一七二頁、條末、

〔久末文書〕

前〇越

乍恐口上書之覺

一元和元年大坂軍之時、古信濃守様御代、私先祖久五郎手船ニ多、御武具御道具并御家中様御道具、不殘、右久五郎手船ニ多被爲成御往來、其上御金御用等も御請申上候御事、
一元和二年御領内大凶作之時、右久五郎手船ニ米積下り、御用相達候御事、

南部利直
ノ武器類
運搬

右兩度共ニ爲御褒美、久五郎手船大小拾七艘有之候得共、不殘諸役御免と被仰付、手船共ニ御燒判被成下置、夫々御領内ニ入船仕候ゑ、諸役御免ニ多、數年往來仕候段、誠ニ以外聞と申、難有仕合ニ奉存候、其後四代目宇兵衛と申者、不仕合ニ多、船數少々ニ相成候故、手船之内千三百石積貳艘、此後手船無之候ゑ、永代御役被下置候様相願候所、早速相叶、永代貳艘御免許御證文頂戴仕、難有仕合ニ奉存候、其後御代々様之御證文頂戴仕、誠ニ以冥加至極ニ難有仕合ニ奉存候、

一元文四年御領内大凶作ニ多、都多御免許七ヶ年中御借り上被仰付、其時私共にも被仰付候處、先祖罷下り、右忠功之次第奉申上御願申候所、其方儀者、格別之由緒ニ候間、相省キ遣し候段、被仰付、難有不相替相續仕來り候、則其節御添翰被下置頂戴仕、御厚恩之程難有仕合ニ奉存候、以上、

越前國新保久五郎孫

丑五月

久末長右衛門

〇四月十日、石川忠總、京都ニ入ル條、一九二頁、條末、

補遺 第十二編之十八 元和元年四月

○攝津多田莊ノ莊民大坂ニ黨スルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔譜牒餘錄後編〕

二十六 杉浦内藏 小普請 一

能勢助右衛門

曾祖父能勢攝津守儀

略○中

能勢頼次
攝津多田
莊ノ一揆
鎮定ニ當
ル

功ニヨリ
加増セラ
ル

大坂冬御陣、於天滿表仕寄被仰付候、夏御陣之節、攝津國多田之庄一揆依蜂起、曾祖父攝津守儀、在所爲退治可仕旨被仰付、松平周防守岡部内膳正、右兩人爲御加勢被差副、大坂同日ニ退治仕候、御歸陣之以後、曾祖父攝津守儀御加増貳千三百石拜領仕候事、
權現様從駿府關東ニ御下向之時分、曾祖父攝津守儀、每度供奉仕、御暇被下在所へ罷登候刻者、台徳院様ニ御馬御鷹每度拜領仕罷登候、以上、

○四月二十七日、板倉勝重、木村宗喜ヲ捕フル條、三三二頁、駿府記ノ次、

木村宗喜
刑セラレ
ル

〔東大寺雜事記〕

ニ 五月十一日、雨終日フル、通夜番也、古田織部殿内宗喜

ト云仁、京ノ火付大將ト號メセイハイ、

○四月二十七日、大坂方、大和放火ノ條、三五四頁、寛政重修諸家譜ノ前、

大坂ニ奉
公セシモ
ノヲ捕フ

〔古文書〕

藤堂
記録御用所本

藤堂將監良以拜領、同近江守良英書上、

藤堂嘉以
家康ニ講
ス

御礼令拜見候、仍、大坂へ奉公參候者其元罷通候處、御改候多、三人被擲捕由蒙仰候、其段懇ニ申上候處ニ、神妙成被成候、様被入御情候故と、御機嫌共ニ御座候間、御心易可被思召候、則右三人之者共、此方ニ御越可被成候、隨多如示預候、先度爲御目見、此地御越被成候處、御仕合能御座候多、御満足之段令察存候、何も此表相應之御用御座候者、可蒙仰候、不可存疎意候、恐惶謹言、

本多上野介

卯月廿三日

判

藤堂將監殿

家康秀忠
出馬延引

藤堂嘉以
大和放火
ノ大坂方

猶々、思召之外成御仕合御座候間、御珍重可被思召候、公方様今日二條御所へ被爲成候間、右之通被入御情候段、逐々可申上候間、是又御珍重可被思召候、兩御所様御出馬一兩日相延候段、御心得可被成候、以上、御札令拜見候、仍、一昨廿七日御在所ニ御立候多、御所と申所まで御出陣被成候方ニ、あんううと申所ニ、火の手見へ申候間、其まゝあんううに御々け

補遺 第十二編之十八 元和元年四月

ヲ追フ

家康嘉以
スノ功ヲ賞

補遺 第十二編之十八 元和元年四月

一五六

付候て、河内境たありと申所まで御進(進方)け候へとも、そやてきのき申候跡
ニ、御打不被成、無念思召之由被仰越候通逐々申上候處、被入情候由御意
被成一段御満足被成候思召外ニ候、然てきのき申候跡ニ、うろたへい申候
者三人、御からめ取候て御越候、是又具ニ申上候處、被入御念候旨、御感被爲

正 誤

編	頁	行	誤	正	編	頁	行	誤	正
十二編 之一	七三〇	七	十年三月四日	十年三月五日	十二編 之十五	二〇一	三	一日	八日
十二編 之六	一〇七	五	傍註削ル			二一五	一〇	駿河久野	遠江久野
十二編 之七	一九一	見出シ	淺野幸長	淺野長晟	十二編 之二十	五六五	一五	割註ヲ削リ、○元和先鋒録異事ナシ、 但シ同書ハ、此記事ヲ閏六月十九日 ニ係ケタリト改ム	
十二編 之十	三九五	一〇	「忠能ニ代リテ」ノ六字削ル		十二編 之二十一	三五二	二	二通	二道
十二編 之十一	同上	同上	六月九日	六月二十四日					
十二編 之十二	二六八	八	十九年三月	元和元年十月一日					

大正九年十月十八日印刷

(大日本史料第十二編之二十二奥付)

大正九年十月二十日發行

豫約價金五圓



編纂者 東京帝國大學

印刷者 印刷局

發行所 東京帝國大學文學部 史料編纂掛

(電話下谷 三四番 一〇八三番)

ヲ追フ
家康嘉以
ノ功ヲ賞
ス

第二十編之二十二

補遺 第十二編之十八 元和元年四月
付候て、河内境たゑりと申所まで御進(進方)け候へとも、をやてきのき申候跡
こゝ、御打不被成、無念思召之由被仰越候通、逐々申上候處、被入情候由御意
被成一段御満足被成候思召外ニ候、然てきのき申候跡ニ、うろたへい申候
者三人、御からめ取候て御越候、是又具ニ申上候處、被入御念候旨、御感被爲

向守
加次第

正		誤		正		誤		正	
頁	行	頁	行	頁	行	頁	行	頁	行
四	一五	一八六	九	一〇	御	一〇	御	一〇	御
三九	見出シ	二二一	一四	一四	依ル	二七九	依ル	二七九	依ル
七〇	見出シ	二二六	一三	一五	勝成ヲノ下ニ大和ノ二字ヲ加フ	二七九	依ル	二七九	依ル
八八	同九年	二二六	一三	一五	勝成ヲノ下ニ大和ノ二字ヲ加フ	二七九	依ル	二七九	依ル
一四三	著スルホト	二七九	一四	一四	依ル	二七九	依ル	二七九	依ル
一五五	夷千嶋	三五七	一〇	一〇	御	三五七	御	三五七	御

大正九年十月十八日印刷

大正九年十月二十日發行

(大日本史料第十二編之二十二奥付)

豫約價金五圓



編纂者 東京帝國大學

印刷者 印刷局

發行所 東京帝國大學 史料編纂掛

(電話下谷 一〇八三番)

ヲ追フ

家康嘉以
ノ功ヲ賞
ス

補遺 第十二編之十八 元和元年四月

一五六

付候て、河内境たありと申所まで御進(進方)け候へとも、をやてきのき申候跡
ニ、御打不被成、無念思召之由被仰越候通、逐々申上候處、被入情候由御意
被成、一段御満足被成候思召外ニ候、然てきのき申候跡ニ、うろたへい申候
者三人、御からめ取候て御越候、是又具ニ申上候處、被入御念候旨、御感被爲
思召候、我等相心得可申入由御誼ニ候、御心易可被思召候將又水野日向守
殿其元ニ御越候間、万被仰談御尤ニ候、其元之儀、何様共公方様御下知次第
可被成候、仍、此方御用候ハ、可承候、疎意存間敷候、恐々謹言、

本多上野介

名乗判

卯月廿九日

藤將監様 御報

大正九年十月十八日印刷

(大日本史料第十二編之二十二奥付)

豫約價金五圓

大正九年十月二十日發行

編纂兼 發行所 東京帝國大學

印刷者 印刷局

發行所 東京帝國大學 學文學部 史料編纂掛

(電話下谷 一〇八三番 三四番)



大日本史料
大日本古文書 既刊目錄 (大正九年十月現在)

大日本史料

第四編 (鎌倉時代)

第一卷至第十六卷 後鳥羽天皇文治元年十一月ヨリ
仲恭天皇承久三年七月ニ至ル

十六册 (完)

補遺 (別冊一) 建久四年正月ヨリ
建仁三年十二月ニ至ル

一册

第六編 (建武中興及比南)

第一卷至第十七卷 後醍醐天皇元弘三年五月ヨリ
後村上光厳天皇正平二年三月ニ至ル

十七册

第八編 (室町時代)

第一卷至第六卷 後土御門天皇應仁元年正月ヨリ
文明五年八月ニ至ル

六册

第十二編 (江戸時代)

第一卷至第二十二卷 後陽成天皇慶長八年二月ヨリ
後水尾天皇元和元年九月ニ至ル

二十二册

大日本古文書

編年文書

第一卷至第六卷 大寶二年十一月ヨリ
寶龜十一年ニ至ル

六册

第七卷(追加一)至第十三卷(追加七) 和
天平寶字二年八月ヨリ
ニ至ル

七册

家わけ文書

第一高野山文書

八册(完)

第二淺野家文書

一册(完)

第三伊達家文書

十册(完)

第四石清水文書

六册(完)

第五相良家文書

二册(完)

第六觀心寺文書

一册(完)

第七金剛寺文書

一册(完)

幕末外國關係文書

第一卷至第十二卷 嘉永六年六月ヨリ
安政二年九月上旬ニ至ル

十二册

附錄之一、二

二册



